



「小松島市都市計画マスタープランの変更（素案）」



について市民の皆様からのご意見を募集します。

小松島市では、「小松島市都市計画マスタープラン」について、社会情勢の変化に対応するため、見直しを行うこととしています。

今後、より多くの皆様のご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよいマスタープランにしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月18日（火）まで

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、別紙「意見提出用紙」をご利用いただき、下記いずれかの方法により、提出してください。

なお、ご意見は別紙「意見提出用紙」の様式以外でもご提出いただけますが、必ず「住所・氏名・年齢・電話番号」を明記してください。

(1) 郵送の場合（当日消印有効）

〒773-8501

小松島市横須町1番1号 小松島市役所都市整備部まちづくり推進課あて

(2) ファクシミリの場合

FAX：0885-33-2104 小松島市役所都市整備部まちづくり推進課あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

(4) 持参の場合

小松島市役所2階 都市整備部まちづくり推進課まで

（午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く））

3 お問い合わせ先

小松島市役所都市整備部まちづくり推進課

電話：0885-32-3815 FAX：0885-33-2104

電子メールアドレス：machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

Q1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、主に土地利用や都市施設の整備に関する基本方針を示し、都市空間の将来ビジョンとその実現に向けた方向性を明らかにしていくものです。

Q2 どんな意見を出せばいいですか？

このたび、とりまとめた「小松島市都市計画マスタープラン」の記述内容について、修正や新たに記述が必要と思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

Q3 意見を提出できる人の要件はありますか？

ご意見を提出できる方の要件は下記のとおりです。

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内の学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続きにかかる計画等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。

